

スクールソーシャルワーカーは福祉専門職なのか？

—名称独占の職域に生じた二重方略の失敗—

藤 本 啓 寛

1. はじめに

本論文は、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWと表記）の選考において、社会福祉士・精神保健福祉士といった「福祉専門職」が求められているにも関わらず、SSWの内実が多様であり、構造的な困難が生じていることについて検討するものである。SSWは、2008年度に文部科学省の10/10負担の調査研究事業として導入され、2017年度には「児童の福祉に関する支援に従事する（学校教育法施行規則第65条の3）」者として定義付けられた専門職である。図1に示したように、2009年度以降は文部科学省から自治体に対する3分の1補助事業として位置づけが変更されたため、3分の2を自主財源で賄っても事業を維持しようとする自治体以外が撤退する（橋本2012）などしてSSWの人数は一時的に人数が減少した。しかし2009年度以降、SSWの人数は毎年増え続けている。

このような中で、SSWは不登校に加え、子どもの貧困や児童虐待といった学齢期の児童・生徒をめぐる多様な教育問題・福祉課題に取り組む職種として政策的に注目を集めるようになった。同時に、スクールソーシャルワークについての研究も活発化していった。CiNii Articles（国立情報学研究

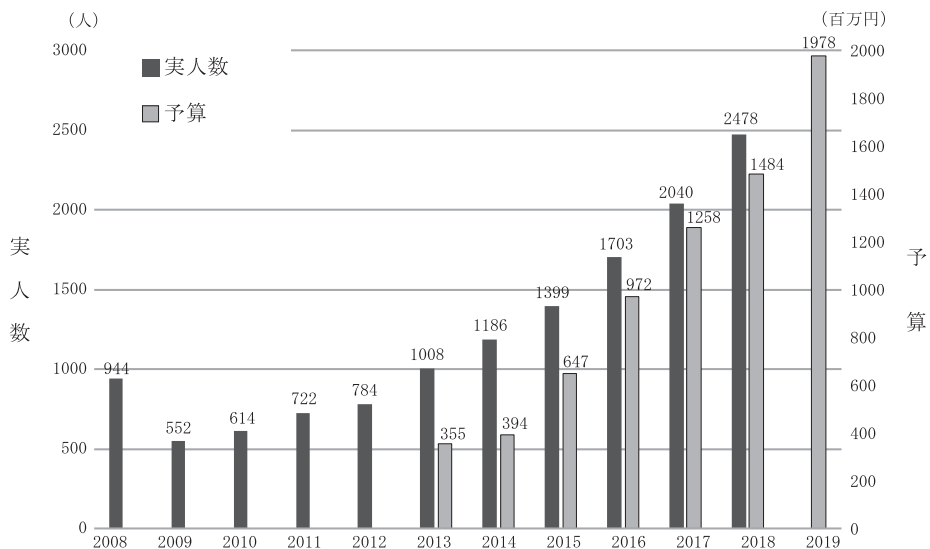


図1 SSWの実人数と予算の推移（文部科学省「SSW実践活動事例集」より筆者作成。）

所)から検索された284本のスクールソーシャルワークに関わる論文の研究動向を、タイトルに対するテキストマイニングによって明らかにした厨子(2018)によると、共起ネットワークにおいて「他専門職との関係」や「SSWが必要とされる領域」が抽出されたこと、対応分析からはスクールソーシャルワークの現状・効果・全国実態に関心が寄せられていることが明らかにされている。そして、これらの結果から注目されていないと思われる観点として、①教育委員会担当者による事業設計・運営の可視化、②実践する上での困難要因およびその対処方法の明確化が示されている。

本論文は、この注目されていない観点②に対し、SSWの選考において福祉専門職であることが求められている点に焦点を当てて考察を行うものである。厨子(2018)は、SSWが実践を行う上で多様な障壁となりうる要素を抱えているにも関わらず、影響要因や困難などを表す語が抽出されなかったことを述べている。厨子(2018)が障壁として想定するのは「教師からの抵抗感」、「SSWに対する認知度の低さ」、「他専門職との役割の困難」、「活用形態における課題」といった外在的なものである。しかし厨子(2018)の想定には、SSWに求められる資格が社会福祉士や精神保健福祉士といった「福祉専門職」が求められているという内在的な困難に由来した障壁が含まれていなかった。本論文の2.ならびに3.で議論するように、両資格には構造的な矛盾が包摂されており、それが顕在化しているのがソーシャルワークの一領域たるSSWという職域であると考えることができる。外在的な障壁にのみ着目していると、このような内在的な困難を等閑視することにつながりかねない。したがって内在的な困難を有する福祉専門職が、学校においてソーシャルワークをすることがどのような困難を生むことになるのかを明らかにすることは、SSW研究上意義があると考えられる。

そこで本論文は、まず社会福祉士と精神保健福祉士の資格の特徴(2.)と、両資格の職能団体が採ってきた方略について述べ(3.)、それらが両資格を基盤とする学校領域のソーシャルワーカーにどのような内在的な困難をもたらしているのかを論じる(4.)。

2. 名称独占である社会福祉士・精神保健福祉士

社会福祉士は1987年、精神保健福祉士は1997年に資格化された、比較的新しい専門職である。毎年度2月に試験が行われ、合格した者が登録してその資格名称を使用することができる。すなわち、両者はいずれも「名称独占」の資格である⁽¹⁾。社会福祉士及び介護福祉士法第48条第1項では、「社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。」という名称の使用制限が定められている。同様に精神保健福祉士法第42条では、「精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。」と定められている。「名称独占」であることは、「社会福祉士」あるいは「精神保健福祉士」を名乗ることを禁止することで無資格者と差別化することができるが、有資格者のみが特定の業務を行うことが認められている「業務独占」の資格である医師や薬剤師よりも独占の程度は低い。

これはSSWについても同様である。「SSW活用事業実施要領」によると、「SSWの選考」においては「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考

表1 全国におけるSSWの2福祉士ならびに教員免許保有者数ならびに保有率
（日本学校ソーシャルワーク学会（2016）を元に筆者作成。）

	北海道	東北	中部	関東	近畿	中国	四国	九州 ・ 沖縄	総計
(a) SSW人数 （回答自治体のみ）	25	108	110	127	80	130	57	172	809
(b) 社会福祉士保有者数	3	38	43	86	51	58	15	116	410
(c) 精神保健福祉士所有者数	5	21	13	39	23	31	10	57	199
(d) 2福祉士両方の保有者数	0	5	8	30	8	20	6	39	116
(e) 2福祉士いずれかの保有者数 (b+c-d)	8	54	48	95	66	69	19	134	493
(f) 2福祉士いずれかの保有率 (e/a)	32.0%	50.0%	43.6%	74.8%	82.5%	53.1%	33.3%	77.9%	61.0%
(g) 教員免許保有者数	12	29	46	33	14	39	26	34	233
(h) 教員免許保有率 (g/a)	48.0%	26.9%	41.8%	26.0%	17.5%	30.0%	45.6%	19.8%	28.8%

し、SSWとして認めた者とする」ことが定められている。しかし、続いて「ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、SSWとして認めた者も可とする」ことが定められている。社会福祉士または精神保健福祉士を名乗ることで、社会福祉士・精神保健福祉士を名乗れない無資格者に比べて「SSWとして認め」られた者になる上では優位に立てる（名称独占）が、それは無資格者が「SSWとして認め」られた者になることを直接的に妨げる（業務独占）ものではないことを示しているのである。

このような状況については、日本学校ソーシャルワーク学会が2014年に行った「全国におけるSSW事業の実態に関する調査」におけるSSWの保有資格についての項目が如実に示している。表1は全都道府県・政令市および市区町村の学校教育主管課等のSSW事業担当者計1788件の調査票のうち、有効回答数742件（41.5%）を示したこの調査の結果の一部である。

文部科学省が掲げる「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者」は、関東、近畿、九州・沖縄では70%を超えているものの、東北、中部、中国では40~60%に止まり、北海道、四国では30%台に止まっている。これとおおむね逆転するように、北海道、中部、四国では教員免許保有率が40%を超えているのに対し、東北、関東、中国では20~30%、近畿、九州・沖縄では20%を下回っている。2福祉士と教員免許の保有は排他的なものではなく、両方を保有している人は両方にカウントされているため、両者の重複の度合いがどの程度かはわからない。しかし、2福祉士を保有しない人でもSSWの業務に就いていること、またSSWの2福祉士保有率が低い地域では、代わりに教員免許保有率が高い⁽²⁾ことが明らかになっている。

3. 求心力と遠心力の二重方略の展開とその帰結

3-1. 求心力：共通倫理綱領の策定

このように特定の業務を独占できないソーシャルワーカーの職能団体は、専門職としてまとまる

一方で様々な領域に対して職域の拡大や業務の明確化を国に訴える道を歩むこととなった（白旗2015）。それはいわば、共通した「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の策定という求心力と、さまざまな諸領域への職域の拡大という遠心力の両方を動員した二重方略の展開を意味していた。

ソーシャルワーカーの倫理綱領は、2004年に社会福祉専門職団体協議会にて採択された。これは日本ソーシャルワーク協会と日本社会福祉士会、のちに日本医療社会事業協会（現・日本医療社会福祉協会）、パブリックコメントの反映時には日本精神保健福祉士協会も加わり、関連団体が共同で策定したものである。時期的には2000年に国際ソーシャルワーカー連盟がソーシャルワークの定義を発表したことに影響を受けているが、国内の状況を鑑みれば、各領域に分かれた複数の団体をまたいでソーシャルワーカーの倫理綱領を自らに課すことで、烏合の衆ではない、他領域に跨る専門性をもったソーシャルワーカーの集団であることを示す役割を果たそうとしたといえるだろう。

ところが、採択から15年を経た現在、その試みは必ずしも成功しているとは評価しにくい。表2は、SSW活用事業が始まった2008年以降の、社会福祉士・精神保健福祉士の試験・登録事業を行っている公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおける登録者数と、それぞれの職能団体である公益社団法人日本社会福祉士会・公益社団法人日本精神保健福祉士協会の会員数、後者を前者で除して算出した加入率の推移である。社会福祉士の加入率平均値は21.0%であり、年々組織率が低下している。また、精神保健福祉士の加入率平均値は14.6%であり、ゆるやかに下降している。いずれも、同様に任意加入である医師の職能団体・日本医師会への加入率52.8%⁽³⁾よりも大幅に低い。

社会福祉士・精神保健福祉士の名称を使用するためには、厚生労働省令が定める名簿への指定登録機関である公益財団法人日本社会福祉振興・試験センターに届け出なければならない。しかし、資質向上、資格についての社会的地位の向上（日本社会福祉士会）や普及啓発（日本精神保健福祉士協会）、福祉の増進などを目的として掲げる職能団体への登録は任意であり、義務ではない。そういった構造が表2で示したような低い組織率を可能とさせている。

表2 社会福祉士と精神保健福祉士の登録者数・職能団体への加入者数・加入率の推移

（公益財団法人社会福祉振興・試験センター、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会ホームページを参考に筆者作成。）

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
社会福祉士	(a) 登録者数	109,233	129,050	138,694	154,010	160,612	172,057	185,749	195,336	208,261	221,251	233,517	245,181
	(b) 職能団体加入者数	28,013	29,662	31,677	33,754	35,140	35,945	37,010	38,196	39,345	40,335	41,731	—
	(c) 加入率 (b/a)	25.6%	23.0%	22.8%	21.9%	21.9%	20.9%	19.9%	19.6%	18.9%	18.2%	17.9%	—
精神保健福祉士	(d) 登録者数	39,131	46,002	49,545	55,394	58,770	62,883	67,896	71,371	76,200	80,891	85,122	89,121
	(e) 職能団体加入者数	6,209	6,864	7,404	8,168	8,698	8,882	9,218	9,859	—	—	—	—
	(f) 加入率 (e/d)	15.9%	14.9%	14.9%	14.7%	14.8%	14.1%	13.6%	13.8%	—	—	—	—

eは翌年度4月当初、a・b・dはいずれも年度末時点の値。2016年度以降の(e)精神保健福祉士の職能団体加入者数はHPに掲載がなく、不明。

このような低い組織率は、ソーシャルワーカーの職能団体としての「倫理性の維持・向上」に向けた連帯を困難にすると考えられる。社会福祉士及び介護福祉士法と精神保健福祉士法が第二条において両資格が有するとされるのは「専門的知識及び技術」であるのに対し、職能団体らが策定に加わったソーシャルワーカーの倫理綱領は「ソーシャルワークの知識、技術の専門性」に加えて「倫理性の維持・向上」を専門職の職責として引き受けている。倫理性の維持・向上は、倫理綱領を共有した他のソーシャルワーカーとの連帯によって促進されるが、組織率が低い職能団体はそういった契機の創出の基盤たりえないのではないだろうか。

もちろん、社会福祉士及び介護福祉士法ならびに精神保健福祉士法においても、誠実義務、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、連携、資質向上の責務、名称の使用制限が義務等として課されているため、職能団体に所属していないからといって現場における倫理性を免れているわけではない。しかし、勤務先の事業者（SSW と言えば教育委員会や学校長）がこれらを日常的にチェックしているわけではないほか、秘密保持義務については告訴がなければ罰則規定を適用できないなど、日常的な遵守における小回りが利かない。また、とりわけ倫理性が問われるのは倫理上のジレンマ（ソーシャルワーカーの倫理綱領 II.3.）が生じたときであるが、それを敏感に察知し、立ち止まって検討し、解を導いていく研鑽の機会を個人が現場に見つけることはときに困難である。とりわけ SSW については、専門性が異なる他職種である教員が多勢を占め、現場はむしろ変革の対象となる。また 2-1. で述べたような 2 福祉士の低い保有率といった事情があり、各自治体の SSW 同士の相互研鑽への期待は容易ではない。以上をふまれば、倫理綱領の策定という求心力は脆弱であるといえる。

3-2. 遠心力：職域拡大の一環としての SSW

白旗（2015）は、2007 年の介護福祉士および社会福祉士法改正において社会福祉士の任用拡大が盛り込まれ、その後さまざまな福祉諸領域に社会福祉士の活用が盛り込まれていったことを明らかにしている。こういった遠心力に、2008 年から始まった SSW 活用事業も位置付けられたのである。

さまざまな福祉諸領域における社会福祉士の活用の実態を表 3 に示した。これは、2015 年に行われた「社会福祉士就労状況調査」ならびに「精神保健福祉士就労状況調査」の結果の一部であり、それぞれの資格を活かした就労をしている人の就労分野の状況である。なお社会福祉士の各就労分野についての実数は公開されておらず、割合（パーセント）のみとなっている。双方の項目は対応していないが、より細かい精神保健福祉士の項目に揃うよう並び替えて作成した。

表 3 からわかるように、社会福祉士で最も割合が多い高齢者福祉（43.7%）、精神保健福祉士で割合が多い医療福祉（32.4%）や障害者福祉（30.8%）はそれぞれ過半数に届いておらず、社会福祉士・精神保健福祉士が多様な現場で働く人たちを包含する福祉資格となっていることが分かる。なお SSW は、「社会福祉士就労状況調査」では「学校教育関係（学校、教育委員会）」は「その他」に含まれ、「精神保健福祉士就労状況調査」では「その他」においても SSW が該当するものが示されていないため、正確な数値はわからない。しかし、社会福祉士・精神保健福祉士のいずれにおいても、1 項目

表3 社会福祉士と精神保健福祉士の就労分野
 （公益財団法人社会福祉振興・試験センター（2015）をもとに作成。）

	社会福祉士 N = 7102		精神保健福祉士 N = 2262
高齢者福祉関係	43.7%	高齢者福祉関係	225 9.5%
障害者福祉関係	17.3%	障害者福祉関係	697 30.8%
医療関係	14.7%	医療関係	733 32.4%
児童・母子福祉関係	4.8%	児童福祉関係	55 2.4%
生活保護関係	0.8%	生活保護関係	32 1.4%
行政相談所	3.4%	行政関係	256 11.3%
		司法関係	16 0.7%
		教育関係	79 3.5%
地域福祉関係	7.4%	社会福祉協議会	57 2.5%
		障害者職業センター	21 0.9%
その他	7.5%	その他	66 2.9%
無回答	0.3%	無回答	35 1.5%

を占めるほどではない SSW が全体の中で少数であることは明らかである。1. で述べたように、SSW の人数は毎年増え続けているものの、同じ「学校」で働いている人が職能団体に少なければ、学校においてソーシャルワークをするうえでのつながりや実践知の獲得といった資質向上の機会を職能団体には求めにくい。

このように、社会福祉士・精神保健福祉士は、共通の倫理綱領を定めることで求心力を高めながらも、多様な領域に職域を拡大するという遠心力を発揮するという二重方略のもとでそのプレゼンスを拡大してきたのである。名称独占の官製資格（2.）である以上、求心力である倫理綱領だけでは仕事が広がらないため、遠心力である職域拡大も同時に行われた。しかし、職能団体への加入率は低いまま、各領域の要請や事情を汲んだ多様な実践者像を生み出す構造を作り出すことになった⁽⁴⁾。低い求心力と高い遠心力はバランスを保てず、二重方略は空中分解しているといえるだろう。

4. 学校領域のソーシャルワーカーが直面する内在的困難

以上の議論をまとめよう。求心力と遠心力のはざまに置かれた官製資格である社会福祉士・精神保健福祉士を基盤とする SSW という職種が置かれた困難とは、その選考において「福祉専門職」を求めているにもかかわらず、実際には福祉士の保有率が低く、そのうちの職能団体への加入率が低いことで、「福祉専門職」の基盤が脆弱であるという内在的な困難なのである。とりわけ資格の保有率については、教員が公私立や学校種を問わずすべからず教員免許状を有していなければならない点との明確な違いである。図2は、2. で検討した社会福祉士と精神保健福祉士が名称独占であることによって、SSW が有資格者と資格未保有者の混淆であることを横に取り、3. で検討した社会福祉士・精神保健福祉士それぞれの職能団体の加入者が一部であることを縦に取って、職域全体の構成割合を正方形の面積として表したものである。なお2福祉士保有者の職能団体加入率については、SSW 全

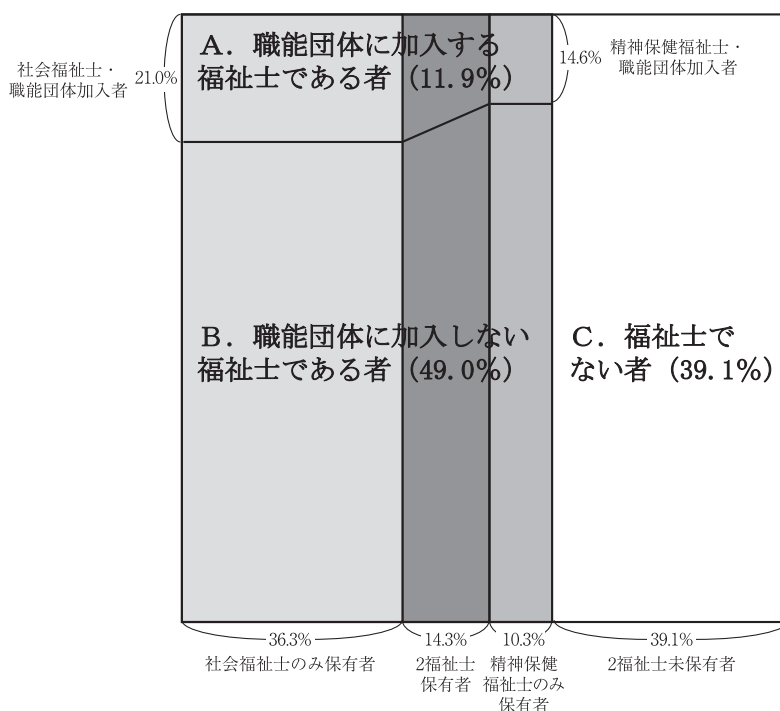


図2 誰がスクールソーシャルワーカーになっているのか
(2.と3.のデータを参考に筆者作成。)

体における社会福祉士と精神保健福祉士単独の保有率（36.3%， 10.3%）に比して重みづけして推定し、算出した。社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかまたは両方を有し、職能団体に加入している者（A）の想定割合は11.9%である。また、社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかまたは両方を有するものの、職能団体に加入していない者（B）の想定割合は49.0%である。そして社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかを有していない者（C）の想定割合は39.1%である。したがって、（A）（B）（C）の割合はおおむね1：5：4であると推定される。

4-1. 6割の福祉士，4割の非・福祉士：かけられる期待の個人間格差

まず、2福祉士のいずれかを有している者である（A）（B）が約6割存在し、いずれも有していない者である（C）が約4割存在するという問題に着目しよう。このような内在的困難は、SSWを「福祉専門職」として活用しようとする学校現場において混乱をきたす。そもそも「福祉専門職」である者が6割程度であり、3人中1人は福祉についての知識・技術を有さないため、SSW個人間の福祉についての知識・技術差の取扱という問題が生じる。すなわち、派遣する教育委員会等については、「福祉専門職」ではないSSWをどのようにカバーするかという必要性に駆られ、派遣される学校現場としては、知識・技術が人によってばらばらなSSWに如何様な期待をかければよいか困惑する事態を

招く。また、たとえ各学校に1人のSSWしか出入りしないとしても、(配置型・派遣型の別を問わず)日本のほとんどの自治体ではSSWを活用するにあたり何らかの依頼が必要とされる(藤本2020)ため、依頼と協働を重ねる中で、割り当てられたSSWが福祉についての知識・技術を十分に有しているかを学校現場の各教員が確かめる必要が生じる。もちろん、どのような職業においても初心者と熟練者が存在するが、ことSSWにおいては、そもそも福祉についての専門性を有していない人が就いている割合が高いため、SSWの個人間格差に伴う問題は他職種に比べて大きくなるだろうと考えられる。

もちろん、「福祉の専門性」を有しないと生徒の支援が務まらないわけではない。例えば、その代わりに教員免許を保有していることで、教員の置かれている立場を親身に理解して支援できることは強みともなりえるだろう。しかしそうになると、例えば加配教員と何が異なるのかといった、各自治体の事業の目的との矛盾が生じる。教員免許・経験を活かし、「担任の手が回らない生徒の個別指導を行う」といった取り組みそのものは必ずしも学校現場の実質合理性を損なうわけではないだろうが、そうなった暁には、SSWの選考における「福祉の専門性」は形骸化することとなる。

4-2. 1割の職能団体加入者、5割の非・加入者：学校領域における矛盾との対峙／逃避・歪曲

次に、2福祉士のいずれかを有している者のうち、職能団体に加入していると思われる者(A)が1割、そうでないと思われる者(B)が5割存在するという問題に着目する。このように職能団体への加入が一部の者に止まるということは、倫理綱領を共有した他のソーシャルワーカーとの連帯による倫理性の維持・向上が組織的に行われまいということの意味する。

ソーシャルワーカーの倫理綱領は、ソーシャルワークの定義に加え、人間の尊厳・社会正義・貢献・誠実・専門的力量という5つの価値、そして4つの倫理責任で構成されている。2-2.で議論したように、倫理綱領を共有しない教員が多勢を占める学校において遵守し続けようとする、ときに以下のような倫理的ジレンマを生む場面に置かれることが想定される。

「I. 利用者に対する倫理責任」においては利用者に対して果たすべき12の倫理責任が示されているが、主体の絶えざるバージョンアップを求める〈教育〉の論理が優勢な学校(仁平2018)において、あるがままに受容(I.3.)し続けることは限界がある。児童・生徒に対して十分な説明(I.4.)を行うことなく、「発達ならびに人格形成の途上」であることへの配慮(I.6.)を逆手に、自己決定(I.5.)が親や教員によって肩代わりされてしまうことが実践上十分に起こりえる。

「II. 実践現場における倫理責任」においては、実践現場で果たすべき4つの倫理責任が示されているが、教員をめぐる学校ハラスメント(内田2019)や平等主義の悪弊(荻谷2009)といった問題が指摘される学校現場において、人権や社会正義といったソーシャルワークの基盤の遵守(II.3.)が必ずしも十分でないと考えられる。また、現状の少ない配置人数⁽⁵⁾や新設専門職であることを考慮すると、マイノリティであるSSWは十分な専門性の発揮(II.1.)や連携・協働(II.2.)ができず、児童・生徒支援体制の改善(II.4.)に寄与できないことも懸念される。

「Ⅲ. 社会に対する倫理責任」・「Ⅳ. 専門職としての倫理責任」では、社会に対して3つ、自らが名乗る専門職としてのありようを規定する7つ、合計10の倫理責任が示されている。これらはⅠ・Ⅱの倫理責任と異なり、いずれもSSW自身の雇用元である自治体・教育委員会等と関わらないため、等閑に付しやすい項目でもある。むしろ、児童・生徒に対する支援とは別に、他の専門職と協働して社会に見られる不正義に働きかけたり（Ⅲ.2.）専門職の立場を擁護したりする（Ⅳ.4.）ことは、雇用契約書に書かれている範囲外の行動であるとして、雇用元である自治体・教育委員会からすれば目の上の瘤のように思われることすら想定される。

こういった倫理的ジレンマへの対峙を職能団体による相互研鑽として引き取ることができない場合、倫理性は個々のソーシャルワーカーの判断に委ねられることとなる。それは、職能団体による倫理性の啓発の限界を意味し、倫理的葛藤を引き受けないという「逃避」、ソーシャルワーカーという制約を外した独自の考えに則る「歪曲」といった局面を生み出すことにつながりかねない。

5. おわりに

ここまで、SSWの選考で求められる社会福祉士・精神保健福祉士が名称独占であるため、SSWに多様な人材が雇用されているという実態（2.）を示し、職能団体らが共通の倫理綱領を定めることによって求心力を高めようとするものの、組織率は低く（3-1.）、増員の一途を辿るSSWの拡大との間で空中分解するという二重方略の失敗を示した（3-2.）。このような実態を福祉士の保有率やそのうちの職能団体への加入率が低いことで、「福祉専門職」の基盤が脆弱であるという内在的な困難としてまとめ（4.）、それにSSWの福祉についての知識・技術差（4-1.）や、学校領域における倫理的矛盾との対峙において「逃避」「歪曲」が生じうる（4-2.）という懸念を述べてきた。

本論文は、これまで十分に検討されてこなかったSSWの内在的な困難に焦点を当て、2福祉士の保有と職能団体への加入それぞれの有無によって（A）（B）（C）の3つにカテゴライズし、考察を加えてきた。しかしこれは、それぞれのカテゴリに分類される人がすべからくそうした特徴を持っていることを断定するものではない。たとえ無資格者であれ、福祉についての専門的知識・技術を有し、児童・生徒のために尽力しているSSWもいるだろう。また、たとえ職能団体に所属していなくとも、ソーシャルワーカーの倫理綱領を内面化し、学校現場の期待に応えながら専門職として社会にも向き合っているSSWもいるだろう。資格の取得や職能団体への所属は力量の一定水準の担保を意味するが、それには金銭的負担もかかる。特に職能団体については、3-2.で述べたような学校領域に役立つ研修等が充実していなければ、所属するメリットは感じづらいだろう。本論文の焦点は、そうしたカテゴリ内の多様性を信ずる希望ではなく、SSW研究が十分に目を向けてこなかった内在的な困難、すなわち増加の一途をたどるSSWを枠づける基盤が多様で脆弱であることによって起こりうるSSW活用事業という政策の構造的瓦解への懸念に当てられている。

以上の問題提起は、SSWに焦点化した全数調査がないというデータ上の制約を受け、本論文では任意回答である日本学校ソーシャルワーク学会（2016）のデータや、社会福祉士・精神保健福祉士一

般についての公益財団法人社会福祉振興・試験センター、公益社団法人日本社会福祉士会、そして公益社団法人日本精神保健福祉士協会のデータを用いた。したがって前者は統計的に確からしい値ではなく、後者は推論が介在しているという点で知見に留保がつく。文部科学省が行っている実践活動事例集には統一された書式がなく、SSWの現状についての量的把握は現状困難であり、SSWについてのデータの整備を基盤とした研究や政策の実施が今後の課題となる。

付記

本論文は、JSPS 科研費 JP20J14261 の助成を受けた研究成果の一部である。

- 注(1) 社会福祉士・精神保健福祉士が業務独占とはならず名称独占に止まった背景は京須（2006）に詳しい。社会福祉士が名称独占となった理由として、公的機関には既に公務員試験を経た「社会福祉主事」等の相談援助職が既に存在していたこと、国会審議では社会福祉士の職場対象として社会福祉施設・民間シルバーサービス・企業・社会福祉協議会が例示されていたことから、社会福祉士を民間のマンパワーとして捉える厚生省の姿を読み取っている。また精神保健福祉士が名称独占となった理由として、社会福祉士と同時期に国家資格化を議論していた医療福祉士同様、「保健婦助産婦看護婦法」一部改正に失敗することにみられる既存の医療専門職の反対であると明らかにしている。また精神保健福祉士が社会福祉士と別建ての専門職となった理由として、社会福祉士は「傷病者の相談援助を行うための保健に関する知識、技術は必ずしも十分でなく、福祉一般の領域と比較して保健医療に関する専門性、特殊性の強い病院において入院者を対象」とすることを想定していなかったことが理由とされている。
- (2) 個票データが公開されていない以上解釈には限界があるが、地方部においては人口が少ないため有資格者が見つからないといった「地域や学校の実情」があり、「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者」が雇用できず、教員免許を有する退職教員等が就職していることが考えられるだろう。
- (3) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」によると、2018年時点で医師は327,210人登録されている。これに対し、日本医師会の加入率は令和元年12月1日段階で172,763人であり、後者を前者で除すと52.8%となる。
- (4) 研修テキストである日本社会福祉士会（2009）は、社会福祉士としての専門性が「人々とその生活を支援する」ために必要であることが述べられている。しかし、それが他職種（例えば、併記されることが多い精神保健福祉士）ではなく、他ならぬ社会福祉士に必要であるかは明示されていない点、広範な職域ゆえに共通する専門性は「人々とその生活を支援する」といったように抽象度が高くなり、何をするのかについての具体性が低くなる点で疑問が残る。日本社会福祉士会（2009）では、この記述の後に具体的な実践が記述されるものの、高齢者の介護、障害のある人々の社会参加、子育て支援、自殺の問題、「孤独死（孤立死）」の問題、生活困窮者の支援、少年非行や犯罪の問題、不登校、在日外国人への支援と分かれて論じられており、3.で述べた求心力と遠心力の二重方略が採られていることを窺い知ることができる。
- (5) SSW実践活動事例集によると、2018年度のSSWの人数は2,478人であり、同年の学校基本調査から明らかになる公立小・中学校の教員数（668,850）に比して約270分の1となる。派遣型での活用自治体が7割（日本学校ソーシャルワーク学会2016）であること、SSWの中には高等学校を対象に支援している者もいることを鑑みると、多くの自治体・学校組織において、SSWのプレゼンスはかなり低いと考えることができる。

参考文献 URLは2020年5月31日最終閲覧。

内田良, 2019, 『学校ハラスメント 暴力・セクハラ・部活動—なぜ教育は「行き過ぎる」か』朝日新聞出版。
荻谷剛彦, 2009, 『教育と平等—大衆教育社会はいかに生成したか』中央公論新社。

- 京須希実子, 2006, 「福祉系国家資格制定過程の研究：『専門職』形成のメカニズム」『産業教育学研究』36 (1), 57-64.
- 公益財団法人社会福祉振興・試験センター, 2019, 「登録者数の資格種類別〈年度別の推移〉」http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04_graph_h31.pdf
- 公益財団法人社会福祉振興・試験センター, 2015, 「平成27年度就労状況調査（社会福祉士及び介護福祉士, 精神保健福祉士）」。http://www.sssc.or.jp/touroku/results/index_h27.html
- 公益社団法人日本社会福祉士会, 「都道府県別会員数 時系列」https://www.jacsw.or.jp/01_csw/03_kokaijoho/common/03_shibubetsukaiin.html, https://www.jacsw.or.jp/01_csw/03_kokaijoho/common/03_shibubetsukaiin_past01.html
- 公益社団法人日本精神保健福祉士協会, 「業務及び財産等に関する資料の公開 構成員（社員数）2018～2015年度」<http://www.japsw.or.jp/disclosure.htm>
- 厚生労働省, 2019, 「医師・歯科医師・薬剤師統計 平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況 1 医師」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/18/dl/kekka-1.pdf>
- 社会福祉専門職団体協議会, 2005, 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」<http://www.japsw.or.jp/syokai/rinri/sw.html>
- 白旗希実子, 2015, 「社会福祉士—曖昧な業務からの報酬（職域）確保運動」橋本鉦市編著『専門職の報酬と職域』玉川大学出版部, 235-264.
- 厨子健一, 2018, 「わが国におけるスクールソーシャルワーク研究の動向と課題：論文タイトルを用いたテキストマイニング」愛知教育大学教職キャリアセンター紀要 (3), 35-44.
- 仁平典宏, 2018, 「〈教育〉の論理・〈無為〉の論理—生政治の変容の中で—」中国四国教育学会『教育学研究ジャーナル』(22), 43-49.
- 日本医師会, 2019, 「日本医師会会員数調査【令和元年12月1日現在】」<https://www.med.or.jp/jma/about/member.html>
- 日本学校ソーシャルワーク学会, 2016, 「学校ソーシャルワーク研究（報告書）～全国におけるスクールソーシャルワーカー事業の実態に関する調査報告～」。
- 日本社会福祉士会編 (2009)『新社会福祉士援助の共通基盤（上）[第2版]』中央法規。
- 橋本好広, 2012, 「スクールソーシャルワークをめぐる動き」山下英三郎・内田宏明・牧野晶哲編『新スクールソーシャルワーク論—子どもを中心に据えた理論と実践—』学苑社, pp. 17-24.
- 藤本啓寛, 2020, 「スクールソーシャルワーカーの類型学（タイポロジー）—勤務形態の違いに焦点化して—」『早稲田大学教育学会』第21号, 199-206.
- 文部科学省, スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/11/17/1398120_4.pdf)。
- 文部科学省, 2018, 「学校基本調査 小学校54職名別教員数（本務者）・中学校82職名別教員数（本務者）」。